



特典を多数
ご用意しております

加入の特典

01 人間ドック 経費助成制度

貯蓄共済に5口以上ご加入の方を対象に、人間ドックや健康診断等の費用を助成します。(年度につき1回)助成金額は、上限8,000円です。ただし、会員福祉共済にもご加入(加入者または被共済者)いただいている場合は、10,000円を限度として助成します。

対象者

5口以上の加入:加入者または被共済者のいずれかが対象
10口以上の加入:加入者・被共済者の両者とも対象

02 無料法律相談

貯蓄共済の加入者であれば、どなたでも、どんなことでも、弁護士の法律相談(初回のみ無料)がご利用いただけます。もちろん秘密厳守です。ご相談のお申込みは、各商工会で受付いたします。

※企業経営に関するご相談については、商工会連合会に「経営安定特別相談室」があり、弁護士を委嘱しておりますので、同相談室に取り次ぎます。

03 前納報奨金制度

1年分の掛金を前納すると、1年経過後に1口あたり1,200円の報奨金がつきます。

04 満期更新は告知不要

満期の場合、一定の更新条件を満たしていれば告知が不要で、現在病気治療中であっても更新できます。

税務上の取扱い

年間の生命保険料部分は、次の扱いとなります。

●法人が加入者の場合

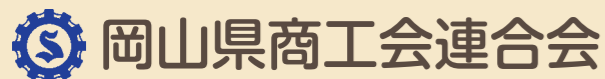
被共済者	受取人	取扱い
役員のみ	法人	損金計上
役員・従業員	法人	損金計上
役員のみ	家族	役員報酬(または賞与)
従業員	家族	従業員給料

●個人事業主が加入者の場合

被共済者	受取人	取扱い
事業主	家族	事業主勘定
専従者のみ	家族	事業主勘定
専従者・従業員	事業主	福利厚生費
従業員	家族	従業員給料

※事務経費部分は、加入者が法人・個人事業主の場合は損金(必要経費)処理ができます。

※個人事業主が加入者の場合の家事費となる生命保険料、または、個人が加入者の生命保険料は、生命保険料控除の対象となります。



〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-401

岡山県中小企業会館4階

TEL 086-224-4341 FAX 086-222-1672

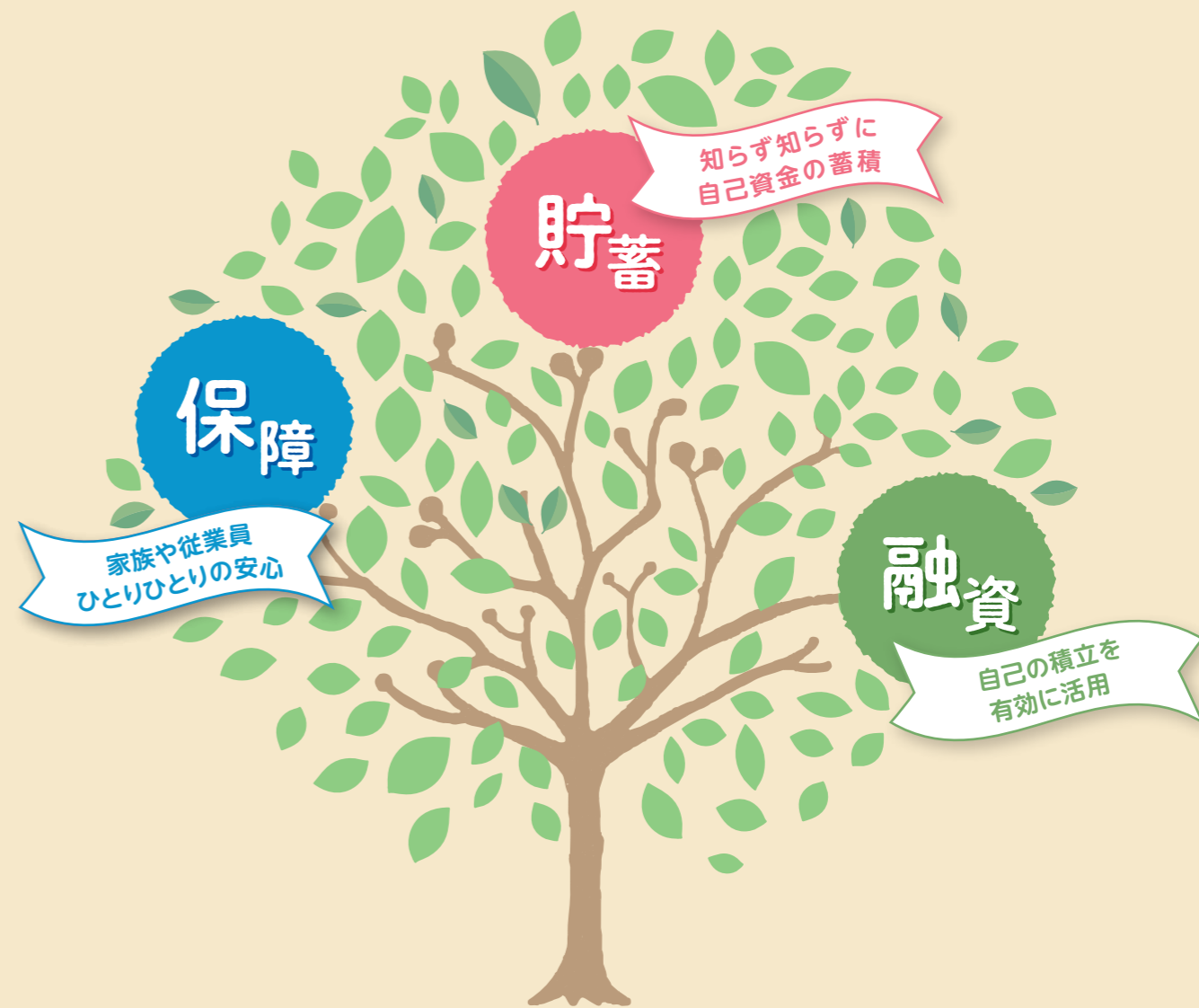
お申し込み、お問い合わせは



月額1口2,000円で3つの魅力がワンパック

商工貯蓄共済

商工会員のための
3つの安心をお届けします。



お気軽に
ご相談ください

制度概要

「貯蓄」「保障」「融資」の3つの備えが
月額2,000円(1口)で始められる、商工会員のための共済制度です。

加入できる方 (掛金を払い込む人)	被共済者 (保険の対象となる人)	加入期間	加入口数
商工会の会員とその家族 及び従業員並びに 商工会の職員とその家族	年齢5歳6ヶ月以上65歳 6ヶ月未満の健康な方	10年間	被共済者1人につき20口まで (ただし、満15歳未満は10口まで)



医療保障特約型をセットにすれば
さらに保障充実!

<入院給付金日額10,000円でご契約の場合> ※10年満期

あんしん	病気やケガで入院の時は 1泊2日から日額10,000円 の入院給付金、手術の際には手術給付金が受け取れます。先進医療もカバーしています。
たのしみ	入院や手術がなかった時は 無事故給付金 が受け取れます。(5年毎に10万円)
かんたん	告知扱い につき、ご加入手続きは簡単です。(体況上、通算上の理由で診査等が必要な場合があります。)

(別途、月額保険料のお支払いが必要です。)

貯蓄

知らず知らずのうちに自己資金が蓄積されます

積立金および利息

掛金から、年間の生命保険料と事務経費を差し引いた残りが「貯蓄積立金」となります。積立金は、大口定期等で運用するため、有利に貯蓄されます。

積立金の返戻

【満期】 10年間の貯蓄積立金(元利合計)及び満期配当金を加入者にお返しします。

【解約】 解約時までの貯蓄積立金及び解約配当金を加入者にお返しします。解約は随時可能ですが、同時に保険契約は解除されます。

※満期積立金は預金利率の変動により変わります。
※貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。

保障

家族や従業員
ひとりひとりの安心

全国規模の集団扱いにより、安い保険料で大きな保障が得られ、万一のときの事業・生活の安定につながります。

保険の種類 集団扱定期保険 引受会社 ジブラルタ生命保険株式会社

加入時における診査

告知扱いによる加入が可能です。ただし、加入内容(保険年齢・加入口数・既契約)及び健康状態によっては、診査を受けていただく場合があります。

死亡共済金(高度障害給付金)

ご病気や事故による死亡及び高度障害の場合、所定の死亡共済金(高度障害給付金)をお支払いします。

種類	1口あたり保障金額	
モデル1 (貯蓄重視型)	6~46歳	100万円
	47~54歳	50万円
	55~65歳	25万円
モデル8 (保障重視型)	6~39歳	500万円
	40~48歳	300万円
	49~56歳	150万円
	57~65歳	75万円

死亡共済部分の年払掛金(保険料)

性別・保険年齢・モデルにより異なります。別紙保険料表をご参照ください。

リビングニーズ特約(生前給付特約)

ご病気により、被共済者の余命6ヶ月以内と医師が診断した場合、生存中にご加入の死亡共済金をお支払いします。

融資

自己の積立を
有効に活用

あっせん対象者	本共済制度に加入し、6ヶ月以上正常に掛金を払い込まれた方
あっせん審査	借入を希望された方には、商工会で審査の上、適格と判定した場合には金融機関にあっせんを行います。 (最終的な融資の可否は金融機関の判断により決定されますので、ご希望どおりの融資が受けられない場合もあります。あらかじめご了承ください。)
資金の使途	事業資金(運転・設備資金)、生活安定資金、災害時特別資金
融資限度額	貯蓄積立金の最高5倍まで (5倍の額が50万円に満たない場合は、最高50万円まで)
融資期間	5年以内 融資利率 商工会にご確認ください。
返済方法	証書貸付とし、月賦分割返済を原則とします。
連帯保証人	原則として経営者のみとします。
担保・協会保証	保全上、金融機関が必要と認めた場合には、信用保証協会の保証または担保が必要となります。